

計画主体名	茨城県常陸太田市		
計画期間	平成22年度～平成28年度 (休止期間：平成23年度～平成24年度)	総事業費 (交付金)	828,965千円(323,903千円)
実施期間	平成22年度,平成26年～平成27年度		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が,農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	レ	交流人口の増加を活性化計画,事業活性化計画ともに目標の一つとしており,法の趣旨・目的である「農山漁村と都市との地域間交流促進による農山漁村の活性化」と合致している。
市町村総合計画,農業振興地域整備計画,土地改良事業計画,森林・林業基本計画,特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携,配慮,調和等が図られているか	レ	常陸太田市第5次総合計画(計画期間:平成19年度～平成28年度)及び常陸太田市第5次総合計画前期基本計画(計画期間:平成19年度～平成23年度),第5次総合計画後期基本計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)において位置づけされた事業である。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり,女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	レ	活性化計画の趣旨と同様の基本構想を,農協,商工会,観光物産協会,農業者等で構成された複合型交流拠点施設整備検討委員会(複合型交流拠点施設;市の呼称)に示し意見をいただいている。また,必要に応じ市議会に対し進捗状況を報告しながら進めている。 また,前述の複合型交流拠点施設整備検討委員会においては,メンバー15人のうち女性3人を起用し,女性の意見・提案を反映させながら事業を進めている。
事業の推進体制は確立されているか	レ	事業推進のため,農協,商工会,観光物産協会,農業者,学識経験者,および一般市民の代表を委員とした複合型交流拠点施設整備検討委員会を設置している。 また,市内部の事業推進体制としては,整備内容を精査する整備推進委員会や関係部署の実務職員からなるワーキングチームを設置している。

目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	レ	活性化計画の目標の一つである「交流人口の増加」を図るために、地域資源活用交流促進施設（都市農山漁村総合交流促進施設）を整備し、そこを拠点に地域の農産物、特産品、文化財、名所等地域資源を活用し都市との交流を促進し地域の活性化を図ることとしており、整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	レ	計画期間は、平成22年度から平成26年度の5年間であったが、東日本大震災により、復旧・復興を優先させるため、平成23年4月1日から平成25年3月31日の2年間の事業再開に向けた調整及び検討等に要する期間としての届出（平成24年2月21日付）を行った。 休止期間である平成24年度に、現基本計画の検証を行い、その結果を踏まえ、平成25年5月に基本計画を再策定した。また、平成25年度は、基本設計業務を実施しているところであり、供用開始は平成28年度を予定している。 事業期間は平成22年度から平成28年度の7年間となるが、平成23年度・平成24年度の休止期間（検討期間）があるため、基本方針及び実施要綱・要領に定められた期間の範囲内で事業を進めている。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	レ	交付要望額323,903千円は、交付限度額414,482千円（事業費828,965千円×交付額算定交付率1/2）の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	レ	新規事業であり、完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	レ	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備ではない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	レ	交付対象とする施設等は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものである。

		地域資源活用総合交流促進施設(本体) 34年 地域資源活用総合交流促進施設(電気設備) 15年 舗装(構築物) 10年 体験ほ場(ビニールハウス) 8年 厨房備品 8年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	レ	「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領」に基づき行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	レ	算定結果は、投資効果率1.15となっている。
事業内容,事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	レ	本市が事業主体となり事業を行っていること,また,本市は,5法指定地域(特定農山村,過疎,振興山村に該当)に指定されていることから,要件類別19の対象要件を満たす。 また,本市が建設する施設は,都市農山漁村総合交流促進施設の事業内容に合致するものであり,事業規模も実施要領に記載されている上限規模「延べ床面積1,500㎡,㎡単価29万円」を上回らない範囲を事業対象としており要件を満たす。
個人に対する交付ではないか,また目的外使用のおそれがないか	レ	常陸太田市が実施主体であり,本事業以外の目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入込客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	レ	茨城県観光客動態調査による入込客数,市単独で行った交通量調査及び旧日本道路公団の指標等を踏まえて見通しを立てている。 なお,平成24年度に行った現基本計画等検証結果においても,同様の見通しが立証されている。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	レ	類似施設としては,本市北部に「道の駅さとみ」,隣接市町村である大子町に「道の駅だいが」があり,また,常陸大宮市において同類施設の建設を予定している。「道の駅だいが」,常陸大宮市で建設予定の類似施設については,幹線道路が別であり,「道の駅さとみ」については,整備予定地と同じ沿線ではあるが,距離が25km離れており競合しない。

		また、本施設と同類施設（特に同じ沿線にある道の駅さとみ）や市内に点在する既存の直売所が連携することで、相乗効果が生まれ、施設利用者を増加させることができる。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	レ	整備予定場所は、年間を通して地域住民と都市住民、観光客が利用する幹線道路であり、また、常磐自動車道ICから茨城県北地域全体への通過地点であることから、主に都市住民を交流の対象としている。 利用時期については、通年利用を予定している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	レ	施設等の規模については、平成24年度に行った前基本計画の検証報告書及び見直し後の基本計画の中で、施設ごとに同類施設の状況等も勘案したものである。 整備予定場所は、常陸太田市及び茨城県北地域の玄関口で、周辺には観光果樹園や水田等があり、農業体験等も可能である。本施設が目的地となるとともに、本市及び茨城県北地域の観光交流施設などへいざなう拠点としては、最適な場所である。その立地条件を生かし、近隣観光施設と連携・協力を図りながら、各種イベント等も有機的な連携のもと、事業を有効に実施する。
施設の利用や運営等にあたって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	レ	本計画の策定にあたっては、地域の女性農業者・地元直売所の女性構成員より意見を聴取している。 また、加工品開発・販売やレストランメニューの開発についても、地域女性（グループ含む）が中心となり取り組むこととしている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	レ	事業費積算については、市の建設工事の歩掛かりにより積算をしており、低コストの積算となっている。 施設規模についても、平成24年度に行った前基本計画の検証報告書及び見直し後の基本計画の中で、施設ごとに同類施設の状況等も勘案し、また、他市町村の施設の状況等も踏まえ判断しており過大な積算となっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	レ	事業費積算については、現段階で可能な限りの情報で積算をしており、低コストの積算となっている。 特に造成用土は、市及び茨城県が行う事業等で排出される残土を活用する予定としておりコスト低減に努めている。

<p>付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）</p>	レ	<p>適正なもののみ計上している。（主たる付帯設備として、施設利用に最低限必要な駐車場や観光交流人口を拡大するために必要な体験ほ場ハウスを計上した。）</p>
<p>備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）</p>	レ	<p>適正なもののみを計上している。（主たる備品は、厨房機器であり、厨房に据付設置する）</p>
<p>整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か</p>	レ	<p>整備予定場所は常磐自動車道那珂ICから国道349号線で北上すると茨城県北地区の玄関口となる。そこから常陸太田地区内はもとより茨城県北地区全域へのアクセスが可能な位置であり、利用者及び農業者にとっても利便性がよく、都市部と農村部の交流促進にとって利点を備えている。</p>
<p>施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか</p>	レ	<p>施設用地には、地権者、関係機関との事前の調整を行い、問題がないことを確認しており、用地確保の見通しがついている。</p>
<p>体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか</p>	—	<p>該当なし</p>
<p>交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か</p>		
<p>処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか</p>	—	<p>該当なし</p>
<p>地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか</p>	レ	<p>複合型交流拠点施設の交付対象延床面積は1,462.67㎡で上限面積1,500㎡以内である。また、㎡単価は371,820円（543,850千円/1462.67㎡）で上限㎡単価を超えるため、その超えた金額71,820円については、市単独事業費とするので、㎡単価は290千円以内である。</p>
<p>地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。</p>		
<p>地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか</p>	—	<p>該当なし</p>
<p>生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか</p>	—	<p>該当なし</p>
<p>1年を通して運営される施設であるか</p>	—	<p>該当なし</p>

	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	レ	茨城県と起債計画に関し事前相談を行っている。合併特例債を活用する。
	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	レ	市一般競争入札実施要項により、2,000万円以上の建設工事は、一般競争入札とされている。また、設計（コンサルタント）業務においては、本市では、一般競争入札を取り入れておらず、指名競争入札となる。 よって、入札方式は上記の要件により決定する。
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	レ	市において、設置及び管理に関する条例を制定し、適正に管理運営を行う。管理方法として、第3セクターの株式会社に、指定管理者制度により管理運営させる予定である。 当面施設運営中の小規模の修繕・改修については指定管理者の負担で行わせるものとし、大規模な修繕・改修については設置者である市が関係機関と協議し行う。 また、施設の将来の更新については、その時期にあらためて効果性・必要性を検証し、住民、関係機関との合意を得たうえで設置者である市が対応をする。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	レ	収支計画は策定している。この収支計画は本計画の策定段階から関わってもらっているコンサルタント業者（中小企業診断士の資格を有する者が所属する）による東日本大震災後の本事業を取り巻く社会情勢や今後の動向を踏まえた収支計画であり、経営診断を受けている。
	他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	レ	施設利用者と一般道路利用者が供用する部分については、一般道路利用者の供用分を按分で除いた上で交付対象基本額を算定しており適正なものとなっている。 なお、一般道路利用者が休憩するために利用する駐車場及び車路の面積4,444㎡については、茨城県が単独事業で施工するため、交付対象面積に参入しない。
	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	該当なし

注) 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。